

農業体験修学旅行の

受入農家になってみませんか？

三八地域には、域内7市町村で組織する「三八地方農業観光振興協議会」があり、農業観光振興・地域経済の発展のために、農業体験修学旅行の受入れを連携して実施してきました。八戸市では、南郷地区の農家を中心に農業体験修学旅行の受入れに対応しています。

しかしながら、農家の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、受入農家が大幅に減少しており、受入れ自体が危ぶまれつつあります。

今後も農業体験修学旅行の受入れを続けていくため、受入農家として修学旅行生を受け入れてくださる方を募集しています。



受入農家になるためのステップ

1 農家民宿・民泊（農林漁業体験民宿）として開業する

農業体験修学旅行の受入れは、生業としてお客様を宿泊させることができる家庭で行っています。

農林漁業体験民宿とは…

「農村余暇法」で規定する「施設を設けて人を宿泊させ、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供または斡旋を行う宿泊業」のこと

宿泊

旅館業法による営業許可
または
住宅宿泊事業法による届出



役務の提供

農林漁業体験



役務（農業体験）の例

- 農作業の体験の指導（米・野菜づくり、りんごの摘花・収穫）
- 農産物の加工または調理の体験の指導（そば打ち、餅つき、漬物づくり）
- 地域の農業または農村の生活および文化に関する知識の付与（農家の生活、地域の伝統行事への参加）など

出典：青森県農林漁業体験民宿開業のてびき（平成31年3月 青森県構造政策課）

「簡易宿所（旅館業法）」の営業許可を取得する

簡易宿所の営業許可を取得すると、年間を通して宿泊者の受入れが可能となります。

また、農家民宿は、客室面積の要件や食事の提供に関する規制など、近年開業に係る規制が緩和されています。

「民泊（住宅宿泊事業法）」の営業届出を行う

民泊は、観光庁が管理運営する「民泊制度運営システム」を利用することで、インターネット上で届出を行えば開業できます。

設備や面積等の要件を満たせば開業できますが、2か月ごとの営業状況報告や営業日数の上限等の制限があります。

2 南の郷ツーリズム協議会に入会する

八戸市では、三八地方農業観光振興協議会が受注した農業体験修学旅行を「南の郷ツーリズム協議会」を通して受け入れています。



受入れをするのは不安…という方へ



特別な「おもてなし」をする必要はありません！



生徒たちは農業体験「学習」のために来ることから、「観光」や「おもてなし」をする必要はありません。受入農家の皆さんの『日常』、普段の生活を一緒にするだけで、生徒たちにとっては普段味わうことができない貴重で新鮮な体験となるのです。



受入農家にとっても特別な思い出に！



現在受入れを行っている農家さんいわく、受入農家の皆さんにとっても、子どもたちと触れ合う中で『日常』が『非日常』へと変わり、逆に元気をもらい活力が湧いてくるとのことです。

生活を体験することができる、農家民宿ならではのと言えます。



万が一に備えて、保険に加入しています！



三八地方農業観光振興協議会では、万が一、受入側の過失によって生徒が農業体験中にけがをした場合などに備え、ファームステイ保険に加入しています。



受入人数に応じた体験料が支払われます！



体験料金は三八地方農業観光振興協議会で決定しており、受入人数に応じた金額が各市町村の協議会を通じて支払われます。

<体験料例>

2泊3日・食事提供5回

(1日目:夕、2日目:朝昼夕、3日目:朝)

➡16,200円(受入れ1人当たり)



事前に生徒のアレルギー等をお知らせします！



生徒に食物アレルギー等がある場合は、事前にお知らせします。

また、ペットを飼っている家庭には該当の動物アレルギーがある生徒は割り当てないなどの調整をします。



受入プラン（2泊3日の例）

1日目

（入村式、自宅まで送迎、夕食、入浴）

合同の入村式が南部町で開かれます。
会場から自宅までの送迎をお願いします。

2日目

（朝食、昼食、夕食、農業体験(終日)、入浴）

農作業は、生徒たちの安全確保のため、なるべく目を離さないようにお願いします。

3日目

（朝食、離村式会場まで送迎、離村式）

離村式ではお別れが辛くて泣いてしまう生徒もいます。また、その後もお手紙をくれるなど、交流が続く生徒もいるそうです。